

IFRS Developments

IFRS 第18号: アジェンダ決定



重要ポイント

- IASBは、IFRS第18号における原則及び要求事項の適用を扱う4つの新たなアジェンダ決定を承認した。
- IAS第1号に言及している既存の複数のアジェンダ決定は、IFRS第18号への参照を反映するよう更新された。
- IFRS第18号は、2027年1月1日以後開始する事業年度から適用される。改訂は行われていないが、財務諸表作成者は、新たな会計基準の影響を判断するにあたり、これらの新たなアジェンダ決定を考慮する必要がある。
- IFRS第18号の適用については、新たに4件の要望書がIFRS ICに提出されており、初期的な調査段階にある。

ハイライト

2026年4月22日、国際会計基準審議会 (IASB) は、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」に関連する4つの新たなアジェンダ決定を承認した。IASBはまた、既存の複数のアジェンダ決定について、IAS第1号「財務諸表の表示」への参照を、IFRS第18号における新規又は改訂された要求事項への参照に置き換えるとともに、これに対応する軽微な修正を行う更新を承認した。

背景

IFRS第18号は、2027年1月1日以後開始する事業年度から適用される。企業が新たな会計基準への移行準備を進める中で、実務上の適用に関する複数の論点が、IFRS解釈指針委員会 (IFRS IC) に提出され、検討されている。これにより公表された新たなアジェンダ決定はIFRS第18号を改訂するものではないが、新たな原則及び要求事項の適用に関する明確化を提供するものである。

IFRS第18号の公表を受けて、IAS第1号に言及していた既存のIFRS ICのアジェンダ決定について、当該アジェンダ決定に含まれる要求事項が置き換えられたことにより全体として撤回する必要があるか、又はIFRS第18号の関連する条項への参照に修正することで足りるかを検討するための評価が行われた。この評価の結果、複数のアジェンダ決定が更新されるとともに、「負の利回りの金融商品について生じた収益及び費用」に関するアジェンダ決定が撤回された。IASBはさらに、「サプライチェーン・ファイナンス契約-リバース・ファクタリング」に関するアジェンダ決定の撤回による影響について検討を進めている。



新たなアジェンダ決定

以下のセクションでは、4つの新たなアジェンダ決定の主要なポイントを要約している。

グループ内の貨幣性負債(又は資産)から生じる為替差額の分類

IFRS ICは、グループ内の貨幣性負債(又は資産)から生じる為替差額の分類に関する要望書を受け取った。IFRS第18号B65項は、過大なコスト又は労力を伴う場合を除き、損益計算書に含まれる為替差額を、当該為替差額を生じさせた項目からの収益及び費用と同一の区分に分類することを企業に要求している。

要望書では、為替差額を生じさせたグループ内の貨幣性負債(又は資産)からの収益及び費用が連結上消去されている場合に、IFRS第18号B65項を適用する企業が為替差額をどのように分類するかが問われていた。

IFRS ICは、連結財務諸表において、企業は以下のいずれかを選択できると結論付けた。

1. 為替差額をデフォルトの区分としての営業区分に分類する。
2. 当該グループ内貸付からの収益及び費用が連結上消去される前に分類されていたであろう区分と同一の区分に分類する、又は、それが過大なコスト又は労力を伴う場合には、営業区分に分類する。この選択肢を適用するにあたり、企業は連結グループの観点から為替差額を分類する。したがって、連結と単体での主要な事業活動の相違により、為替差額を分類する区分は、例えば、子会社がその損益計算書において当該為替差額を分類した区分と異なる場合がある。

企業は、IAS第8号「財務諸表の作成基礎」に従い会計方針を策定し、これを一貫して適用する必要がある。

親会社の個別財務諸表の目的における特定の主要な事業活動の評価

このアジェンダ決定は、親会社が個別財務諸表を作成する際に、「特定の主要な事業活動」(例えば、非連結子会社への投資)を有しているかどうかをどのように評価するかを明確化するものである。検討された事実関係は、大規模な企業グループの最終親会社である報告企業に関するものであり、その活動は、子会社に対する投資の保有、当該子会社の経営、取得及び処分に関する意思決定並びに、それらの投資からのリターンを株主に分配することに限定されている。当該親会社は、IFRS第10号「連結財務諸表」に定義される投資企業ではない。

親会社は、その個別財務諸表において、IAS第27号「個別財務諸表」第10項(a)に従い、子会社に対する投資を原価で会計処理している。また、親会社は、株主に対していかなるセグメント情報の分析も提供しておらず、個別財務諸表に関連する営業業績を説明するための小計も使用していない。したがって、IFRS第18号B34項からB36項に示されている、企業が特定の主要な事業活動を有しているかどうかを評価する際に考慮する要因の種類の例示は、本事実関係には適用されない

IFRS ICは、要望書に記載された親会社、すなわち当該特定の事実関係においては、他に実質的な活動が存在しないこと自体が、非連結子会社への投資が、親会社の個別財務諸表の目的上の主要な事業活動であると結論付けるための十分な証拠となると考えた。この結果、親会社の子会社からの収益及び費用は、その損益計算書において営業区分に分類される。

また、IFRS ICは、親会社が特定の主要な事業活動を有しているかどうかを評価するにあたり、IFRS第18号B34項からB36項に記載されている要因が存在しないことは決定的なものではなく、親会社の唯一の実質的な事業活動が主要な事業活動でないことを示すものではないと考えた。さらに、IFRS第18号B31項に示されている、資産への投資を主要な事業活動とする可能性のある企業の例示において、親会社に関する言及が含まれていないことも、親会社の主要な事業活動が子会社への投資であると考え得るかどうかを検討する上で、決定的なものではないと考えた。

費用を性質別に開示する要求事項の範囲

このアジェンダ決定は、IFRS第18号第83項の適用範囲を検討するものである。損益計算書の営業区分において、機能別に分類された費用から構成される1つ又は複数の科目を表示する企業は、単一の注記において、減価償却費、償却費、従業員給付、非金融資産の減損（及び戻入）、棚卸資産の評価減（及び戻入）のそれぞれについて、合計額及び各科目に含まれる金額を開示することも要求されている。IFRS ICは、IFRS第17号「保険契約」により要求されるとおり機能別に分類された費用を表示している場合にも、IFRS第18号第83項が適用されるかどうかの明確化を求める要望書を受け取った。IFRS ICは、IFRS第18号第83項は、IFRS第17号に従って機能別に分類された費用を含め、損益計算書の営業区分において、機能別に分類された費用から構成されるいかなる科目を表示する場合にも適用されると結論付けた。

為替エクスポージャーを管理するデリバティブに係る利得及び損失の分類

IFRS ICは、企業の連結損益計算書における、デリバティブ金融商品から生じる利得又は損失の分類に関する要望書を受け取った。当該事実関係では、親会社には、外国通貨建ての貸付（投資資産）を発行した子会社と、同一の外国通貨建てで別の第三者から借入れを行った別の子会社（金融負債）が存在し、グループ全体として正味負債エクスポージャーが生じている。問題となっているデリバティブは、当該正味負債エクスポージャーの外国通貨リスクを管理するために使用されている先渡契約であるが、IFRS第9号「金融商品」を適用したヘッジ手段としては指定されていない。

IFRS ICは、当該外部デリバティブは、グループのリスク管理方針と整合的に、総額ベースのエクスポージャー(すなわち、投資資産及び金融負債)ではなく、正味負債エクスポージャーの為替リスクのみを管理するために使用されていると結論付けた。これは、連結損益計算書の単一の区分、すなわち財務区分に影響を与えるものである。したがって、当該外部デリバティブから生じる利得又は損失を財務区分に分類することは、例えば、管理対象となるリスクが損益の複数の区分に含まれる科目に影響を及ぼす場合のように、当該利得又は損失をグロスアップすることを要求するものではない。

その他の最近の動向

IFRS ICはまた、2026年3月に、IAS第12号「法人所得税」を適用する法人所得税ではない税金又はその他の費用の表示に関する、別のアジェンダ決定についても合意した。IASBは、これを将来の会議で検討する予定である。

本稿作成時点において、IFRS第18号の適用に関する新たな要望書がIFRS ICに提出されているが、まだ審議されていない。これらのうち2件は、経営者が定義した業績指標の定義を検討するものであり、1件は小計の名称に関する論点を提起しており、さらに別の1件は、IFRS第18号における「特定の主要な事業活動」の概念を扱っている。IFRS ICのプロジェクト・パイプラインによれば、これらの事項は将来の会議で審議される予定である。¹



弊法人のコメント

新たなアジェンダ決定は基準設定プロジェクトにはつながっていないものの、アジェンダ決定において議論されている適用指針は、新たな会計基準への移行準備を行うにあたり検討を行う上で有用である。グループ内の貨幣性項目から生じる為替差損益の分類の影響は、多くのグループ企業に影響を及ぼすものであり、結果として生じる収益又は費用について最も適切な区分を決定するため、慎重に検討する必要がある。財務諸表作成者は、前述の最近の提出物を含め、今後の動向及び継続的な議論を引き続きモニタリングする必要がある。

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください

本資料は003044-26Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja_jp

¹ [Interpretations Committee Pipeline](#), IFRS財団ウェブサイト(2026年4月16日時点)